

東京医療保健大学東が丘看護学部履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学則に基づき、東京医療保健大学東が丘看護学部における履修に関し、必要な事項を定めるものとする。

(授業科目)

第2条 東が丘看護学部の授業科目は、学則第10条第4項に定めるところにより構成する。

- 2 卒業要件上、授業科目は次のとおり区分する。
 - (1) 必修科目……必ず履修しなければならない科目。
 - (2) 選択必修科目……指定された区分科目の中から、所定の単位数を履修しなければならない科目。
 - (3) 選択科目……自由に選択できる科目。

(授業期間・授業時間)

第3条 授業期間は、前期・後期の Semester 制とする。

- 2 授業科目によっては、夏季及び春季休業日に集中して実施する場合がある。
- 3 授業時間は、90分間の授業時間をもって1時限とし、単位上の計算は2時間の学修を行ったものとする。
- 4 授業時間は、原則として1日5時限とし、次のとおりとする。

1時限目	9:00～10:30
2時限目	10:40～12:10
3時限目	13:00～14:30
4時限目	14:40～16:10
5時限目	16:20～17:50
- 5 学外における実習については、別に定める。

(単位の認定・学修の評価)

第4条 単位認定に係る学修評価は、試験によって行うものとする。

- 2 単位認定に係る試験の評価は、S (100点～90点)、A (89点～80点)、B (79点～70点)、C (69点～60点)、D (59点以下) とし、C以上を合格とし単位を認定するものとする。
- 3 再試験において単位を認定する場合の評価・評点はC (60点) とする。
- 4 単位を認定されなかった科目は、再履修することができる。

(試験)

第5条 試験は期間を定めて行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては随時試験を行うことができる。
- 3 試験は、筆記、口述、レポート提出、実技等の方法により行う。
- 4 次のいずれかに該当する者は、原則として試験を受けることができない。
 - (1) 履修登録をしていない者。
 - (2) 授業の欠席が、定められた授業時間数について、講義・演習科目については授業時間数の3分の1を、実習科目については授業時間数の5分の1を超え

た者。

- 5 前項第2号の規定にかかわらず、当該科目の担当教員が欠席の事情をやむを得ないと認めた場合は試験を受けることができる。

(追試験、再試験、追実習)

第6条 疾病その他、やむを得ない理由により試験を受験できなかった場合は、申し出により追試験を受験することができる。

- 2 試験の不合格者に対して、再試験を実施することができる。
- 3 その他追試験、再試験、追実習に関し、必要な事項は、別に定める。

(再履修)

第7条 単位を認定されなかった科目は、次年度以降に再履修することができる。

- 2 その他再履修に関し、必要な事項は、別に定める。

(履修登録)

第8条 履修しようとする授業科目については、各セメスター始めの指定された期日までに履修登録をしなければならない。

- 2 1年間に履修登録できる単位数の上限については45単位とする。
- 3 学部は、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生及び学部が特に必要と認める学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができるものとする。

(休講)

第9条 休講とは、学校行事、地震・風水害、交通機関の運転中止及び授業担当教員の事由により授業を行わなかった場合を指す。

- 2 休講があった場合は、原則として補講を行う。

(欠席)

第10条 疾病等により、欠席が1週間以上にわたる場合は、所定の欠席届に医師の診断書を添え、東が丘事務部に提出しなければならない。

- 2 次の各号の事由により欠席した場合は、所定の欠席届及び事由を証明する書類等を提出することにより欠席回数には算入しないものとする。なお、事由別の欠席回数に算入されない日数は以下に定める。
 - (1) 親族等の死亡による忌引き。
※ 1親等…7日、2親等…3日、3親等…1日
 - (2) 災害又は交通機関の運転中止による通学不能の場合。
 - (3) 学校保健安全法施行規則に定める感染症に罹患した場合。
 - (4) その他、本学が必要と認めた場合。

(不正行為)

第11条 試験等において不正行為を行った者は、当該セメスターの全履修科目を不合格とする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。